

# 「新潟市地産地消キャンペーン 2019」実施業務に係る 委託業者選定プロポーザル実施要領

令和元年 5 月 13 日  
新潟市農林水産部食と花の推進課

## 1 趣旨

この要領は、「新潟市地産地消キャンペーン 2019」実施業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し適格と判断される受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 提案を求める業務の概要

- (1) 業務名称 「新潟市地産地消キャンペーン 2019」実施業務委託
- (2) 業務内容 別添「新潟市地産地消キャンペーン 2019」実施業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 2 年 2 月 28 日（金）まで
- (4) 委託費用 上限額を 3,500,000 円（消費税及び地方消費税込み）とし、委託業務の実施に必要な費用を全て含むものとする。  
※消費税及び地方消費税は、新税率（10%）を適用することとする。

## 3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。なお、選定にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを行い、選定基準に基づき選定する。

## 4 参加要件

提案者は、下記の要件全てを満たすものとする。

- ① 新潟市内に本社又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- ③ 同業務の受注能力を有するものであること
- ④ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 条）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- ⑤ 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、もしくは、以下の要件を満たしている者
  - ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - イ 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- ⑥ 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格

者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。

- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- ⑧ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

## 5 スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和元年 5 月 13 日 (月)
- (2) 質問書提出期限 : 令和元年 5 月 22 日 (水)
- (3) 質問への回答 : 令和元年 5 月 24 日 (金)
- (4) 参加表明書提出期限 : 令和元年 5 月 28 日 (火)
- (5) 提案書提出期限 : 令和元年 6 月 7 日 (金)
- (6) プレゼンテーション・選定委員会 : 令和元年 6 月 12 日 (水) [予定]
- (7) 結果通知・契約交渉 : 令和元年 6 月 13 日 (木) [予定]

## 6 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとする。

- ・提出書類 : 別紙 2 「質問書」
- ・提出期限 : 令和元年 5 月 22 日 (水) 午後 5 時必着
- ・提出方法 : 持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれか
- ・回答方法 : 令和元年 5 月 24 日 (金) までに回答を新潟市ホームページに掲載する。  
なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

## 7 参加表明書及び提案書の提出

### (1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- ・提出書類 : 別紙 1 「参加表明書」(要代表者印)
  - ※新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、参加表明時に下記の書類も提出すること。(写しの提出可)
  - ア 登記事項証明書
  - イ 直近の決算報告書
  - ウ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用) ※参加表明月の 1 ヶ月前以降に証明されたもの。
- ・提出部数 : 1 部
- ・提出期限 : 令和元年 5 月 28 日 (火) 午後 5 時必着
- ・提出方法 : 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限までの必着とする)

## (2) 提案書の提出

- ・提出書類： ① 企画提案書（様式・枚数任意）  
② 別紙3-1「組織の概要及び業務実績」  
③ 別紙3-2「委託業務の運用体制」  
④ 別紙3-3「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」  
⑤ 見積書（様式任意・内訳記載）  
⑥ その他プレゼンテーション時に配付を希望するもの
- ・規格：A4版、縦・横等の書式は自由
- ・提出部数：正本1部、副本5部
- ・提出期限：令和元年6月7日（金）午後5時必着
- ・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）
- ・留意事項：社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。  
また、提案書提出後の追加及び変更等は認めない。

## 8 委託候補者の選定

### (1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき選定委員会が行う。選定委員会の委員は、新潟市職員等で構成し、構成内訳は審査終了まで非公開とする。

### (2) 選定方法

- ① 受託者の選定は、各提案者提出の提案書を使用し、選定委員による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。
- ② 選定委員会は非公開とし、プレゼンテーションの開催日程、会場等の詳細は提案者に別途通知する。
- ③ プレゼンテーションは事前に提出した資料に基づいて行う。それ以外の資料は認めない。
- ④ 審査基準に基づき採点を行い、得点の最も高い者を最優秀提案者、次に得点の高い者を次点者として選定する。最優秀提案者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により決定することとする。
- ⑤ 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合において、その者を委託候補者とする。

### (3) 審査基準

評価項目		評価の視点	配点割合	配点
企画力	事業の効果	目的を十分把握し、目的達成のために効果的な提案内容となっているか	15	75
	新潟産食材のPR	地場産食材や地域の食文化の魅力を発信する内容となっているか	10	
	市民目線	市民及び旅行客等が参加しやすい内容になっているか	15	

	推進店目線	推進店が参加しやすい内容となっているか	15	
	他事業の活用	同時期に開催されるデスティネーションキャンペーンや新潟開港 150 周年、第 34 回国民文化祭等を活用して、多様な来訪者の獲得につながる企画となっているか	10	
	SNS の活用	まいかちゃんの SNS (※1) の閲覧やフォロワーが増加する仕組みを構築しているか	10	
	広報宣伝	キャンペーンの実施について市内に周知するとともに、旅行者等にも周知できる効果的な広報宣伝であるか	10	10
	経験・実績	これまでのイベント等開催の経験・実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果をあげることができるか	10	10
	見積金額	提案内容に対して妥当な価格を設定しているか	5	5
		合計	100	100

(※1) 平成 30 年度より市がアカウントを開設し、新潟市食育・花育推進キャラクターのまいかちゃんをナビゲーターにツイッターやインスタグラムで新潟市の食や花の旬の情報や魅力を発信しているもの。

#### (4) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に選定、非選定の旨を通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、受託者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とし、得点や順位等の開示は行わない。

### 9 契約に関する基本事項

#### (1) 委託事業者の決定

- ① 選定委員会で決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

#### (2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議し、決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

#### (3) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

#### (4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、契約の解除により損害を受けた場合は、新潟市に対してその損失の補償を求められないものとする。

#### (5) 再委託の禁止

本業務について、第三者への委託は認めない。ただし、予め書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

## 10 特記事項

### (1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・ 提案書を提出期限日時までに提出しなかった者
- ・ 本公募の公開以降、選定委員会による選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ・ 上記2（4）の委託費上限額を超える見積金額を提案した者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者、又は本要領に違反した者

### (2) その他

- ・ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 選定結果について異議申し立ては認めない。
- ・ 受託者の名称は公表できるものとする。
- ・ 提出された提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・ 提出された全ての提案書は返却しない。
- ・ 提出された提案書は、複製する場合がある。

## 11 各種書類提出先

新潟市農林水産部食と花の推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 白山浦庁舎5号棟4階

TEL：025-226-1794

FAX：025-230-0423

E-mail：shokuhana@city.niigata.lg.jp